

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県杵島郡江北町大字上小田1048番地2

氏名 株式会社西村商会  
代表取締役 西村 浩彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和4年（2022年）6月2日

許可の有効年月日 令和5年（2023年）4月12日

## 1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
切断	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種類	切断施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	神崎市千代田町姉字大二本松1815番1
設置年月日	令和3年6月10日
処理能力	廃プラスチック類 23 t/日（8時間） 紙くず 19 t/日（8時間） 木くず 33 t/日（8時間） 繊維くず 8 t/日（8時間） ゴムくず 34 t/日（8時間） 金属くず 74 t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 66 t/日（8時間） がれき類 90 t/日（8時間）

## 3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年	4月13日	新規許可	
令和2年	7月21日	変更届	切断施設（令和2年7月20日設置）の追加
令和2年	9月23日	変更許可	産業廃棄物の種類の変更（金属くずの限定の解除並びに紙くず、繊維くず、ゴムくず及びガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくずの追加）
令和3年	6月18日	変更届	切断施設の廃止（平成30年2月16日及び令和2年7月20日設置）及び切断施設（令和3年6月10日設置）の追加
令和4年	6月2日	変更許可	産業廃棄物の種類の変更（木くず及びがれき類の追加） 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
無